

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
○ 岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 岡山県会計事務決裁規程の一部改正 （県例規集登載） 【訓令】 ○ 岡山県浄化槽水質管理実施要綱の一部改正 （県例規集登載） 【告示】 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 （県例規集登載） ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 （県例規集登載） ○ 特定計量器定期検査 ○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 都市計画事業の事業計画の変更認可 【公告】		都市計画課 		

◎岡山県規則第二十一号

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

岡山県流域下水道事業財務規則（平成三十一年岡山県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「経費で」を「もの又は所定の納付書により支払をしなればならないもので」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第三十五条第三項中「第三十二条第一項第十二号」を「第三十二条第一項第十一号」に改め、同条第四項第四号中「報酬及び賃金」を「及び報酬」に改める。

第一百十二条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

別表の費用の表中

「	_____	_____	賞与引当金繰入額
を	_____	_____	賃金
「	_____	_____	_____
_____	_____	_____	賞与引当金繰入額
_____	_____	_____	_____

に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第5号

岡山県会計事務決裁規程（昭和四十一年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十七日

別表内部事務課の部1の項3を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆 太

出 納 局

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3 歳入歳出外現金の受入れ及び払出し（更正を含む。）（所掌事務に係るものに限る。）			○	
---	--	--	---	--

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十三号

岡山県浄化槽水質管理実施要綱（昭和六十一年岡山県告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第二項中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同条第三項第一号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター フェニックス

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四―四〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人陽光会

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇四二〇

五 サービスの種類

通所介護

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

望の丘ワークセンター

2 所在地

高梁市川上町上大竹一二三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

令和二年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇一六六

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームかしのき

2 所在地

久米郡美咲町書副一七一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

一	社会福祉法人津山社会福祉事業会	
	2 主たる事務所の所在地	
	津山市川崎一五〇八	
	三 廃止年月日	
	令和二年四月一日	
二	事業所番号	
	三三二三八〇〇〇四九	
	五 サービスの種類	
	共同生活援助	
三	事業所の名称及び所在地	
	1 名称	
	ワークスひるぜん	
	2 所在地	
	真庭市蒜山上長田二三〇〇一	
四	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	
	1 名称	
	社会福祉法人慶光会	
	2 主たる事務所の所在地	
	真庭市蒜山上福田一二〇一八	
五	廃止年月日	
	令和二年四月一日	
	事業所番号	
	三三一四〇〇一八二	
	五 サービスの種類	
	就労移行支援	

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
赤 磐 市	赤磐市仁美農村振興センター	令和二年 五月二〇日
	〃	〃
	赤磐市吉井支所	二一日
	〃	〃
	赤磐市熊山支所	二二日
	〃	〃
	〃	〃
	晴れの国岡山農業協同組合赤坂支店	二五日
	〃	〃
	晴れの国岡山農業協同組合赤坂支店	二六日
	〃	〃
	赤磐市山陽産業会館	二七日
	〃	〃
	赤磐市立西山公民館	二八日
	赤磐市立高月公民館	〃

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 石生奈義線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
勝田郡奈義町中島西字落合六七五番一地从先	新	一一・五〇	四二七・〇	
勝田郡奈義町中島西字高下三四四番一地从先	旧	二・〇〇	四二七・〇	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 大島中新庄線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

笠岡市西大島字宗国一一七二番四地先から 笠岡市西大島字宗国一一八二番一地先を経て 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三二二番 三二地先まで	笠岡市西大島字宗国一一七二番四地先から 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三二二番 三二地先まで	笠岡市西大島字宗国一一七二番四地先から 笠岡市西大島字宗国一一八二番一地先を経て 浅口郡里庄町大字浜中字大山一三二二番 三二地先まで	
旧		新	別
一〇・一 三四・五	四・四 一九・八	一〇・一 三四・五	(メートル)
一五四・四	二一九・四	一五四・四	(メートル)

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	石生奈義線	勝田郡奈義町中島西字落合六七五番一地先から勝田郡奈義町中島西字高下三四四番一地先まで	令和二年三月十七日

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年三月三日付け岡山県告示第百二十四号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
倉敷市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・倉四百四 西阿知矢柄線	平成二十一年十月九日 から 令和六年三月三十一日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

〔八五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区 備北工区、大山工区、塚原工区、
国寄工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区 備北工区、大山工区、塚原工
区、国寄工区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和二年三月十七日から同年四月七日まで

三 縦覧の場所

新見市役所
高梁市役所
真庭市役所

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

〔八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字阿弥陀堂二四三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一―一〇五フロ―ラ中央二〇一号

林 雅之

三 許可番号

岡山県指令建指第三一〇号

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

〔八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字相之丁二九―五、三〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島乙島二五二八―七サンハートピアC棟一〇三

西 勇斗

西 彩香

三 許可番号

岡山県指令建指第三二六号

◎岡山県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「（次条において「等級」という。）」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月17日 岡山県公報 第12177号

◎岡山県人事委員会公示第三号

選考を任命権者に委任する職の範囲を次のように定める。

令和二年三月十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

選考を任命権者に委任する職の範囲

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）第二十九条第一項の規定により、次に掲げる職の選考を任命権者に委任する。

一 非常勤の職（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職を除く。）への採用

二 県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職に現に任用されている者をもって充てようとする他の地方公共団体の県費負担の学校栄養職員及び小中学校事務職員の職への採用

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用される者をもって充てる職への採用

附 則

（施行期日）

1 この公示は、令和二年四月一日から施行する。

（関係公示の廃止）

2 平成三十一年岡山県人事委員会公示第三号は、廃止する。

〔五〕 令和二年三月十日付け公布岡山県警察組織規則の一部を改正する規則（岡山県公安委員会規則第二号）に誤りがあつた。

一・終わるか ら三	頁・行
同条第二号	誤
同条中第三号を第五号とし、第 二号	正